

産業立地・人材養成等業務

1 業務名称

産業立地・人材養成等業務（以下「第2業務」という。）

2 業務目的

本町では、少子高齢化、人口減少により地域経済の衰退、地域の魅力低下等の課題を抱えている。特に、将来に渡り持続可能な地域経済を維持するための人材不足が懸念される。人口流出の要因の一つとしては、町内に、若者が就きたい業種、職種、働きたいと思える環境がないことがあげられる。

このため、「甲佐町起業等支援施設運営事業 実施方針」（以下「実施方針」という。）により、本町の中心市街地に「起業等応援施設」を整備し、若手を含む起業家及び新たな分野へ進出する事業者等の事業展開等への支援を行う。

また、あわせて、本章において、地域経済の活性化、働き手の地元定着及び活躍できる人材の創出による持続可能性に向け、「産業立地及びデジタル人材養成」について事業を実施するものである。

なお、本町に在る唯一の県立高校「甲佐高校」において、今後の展開として「産業人材育成プログラム」（※）を実施する予定であり、本事業と当該プログラムとの連携も期待するものである。（※町に進出する起業家と連携することで、将来の地域経済社会を担っていく産業人材を育成するプログラム）

まず、「産業立地」として、地方進出に意欲的かつ進出拠点として本町に興味を示す企業を絞り込みマッチングを行うことにより、本町への企業立地を推進し、新たな企業等の流れをつくり、ローカルイノベーションを創出することで、持続可能な地域を目指す。なお、本町においては、これまでにない業種として、若者が魅力を感じる雇用の場の創出としてIT・コンテンツ系企業の企業誘致に力を入れる。

なお、上記の内容を実現するために、本町のPRを行うほか、本町に興味を示す企業と町とのマッチングのための現地視察や、本町職員により企業訪問の実施サポートといった一連の業務を行うなど、総じて企業立地につながる提案を求めるものである。【以下「(1)デジタル活用型進出企業誘致業務」という。】

次に「デジタル人材養成」として、昨今はローコード、ノーコードと呼ばれる高いスキルを必要としないプログラミング技術が普及し、非IT人材が技術を習得することにより個人又は事業所におけるデジタル化を推進する動きが加速している。

本業務は、デジタル技術について専門的見地及び技術を有する者が、町民を対象に適切かつ効果的なデジタル技術の習得に係る支援を行い、「即戦力となるデジタル人材を養成」し、「未来の人材を創出及び定着させる」ことを目的とするものである。「即戦力となるデジタル人材の養成」とは、町民を対象に、企業内でデジタ

ル部門に携われる人材の養成や就労に繋がる人材の養成を意味するほか、デジタルマーケティング分野等で活躍できる人材を養成するためにスキルの習得をサポートすることを意味し、「未来の人材を創出及び定着させる」とは、町内の潜在的な働き手の掘り起こしやキャリア形成を後押し、デジタル人材を地域に定着させ、そのことにより人材を求める企業の進出を促すことまでを想定しており、総じて、地域経済の循環を図ることを目的とするものである。【以下「(2)デジタル人材養成業務」という。】

3 契約期間

契約日から 令和12年 3月31日まで

4 業務の内容

(1) デジタル活用型進出企業誘致業務

① ターゲット企業の設定

ア 本社所在地

甲佐町以外

※東京都、神奈川県、大阪府、愛知県、福岡県を中心とすることを想定しているが、より有効な所在地があれば提案を妨げるものではない。

イ 業種

問わない。

※情報通信業、インターネット関連のソフトウェア業、ゲームやアニメ制作会社、CG製作会社、製造業、機械等修理業、学術・開発研究機関、旅館業などを想定しているが、本町に有効な業種の提案について妨げない。

ウ 会社等の規模

問わない。

※従業員50人未満の小規模企業を想定しているが、これに見合わない会社等を妨げるものではない。

エ その他

町内で事業展開が見込まれる企業等が望ましい。

② リード獲得（フォームマーケティング）

ア 抽出方法

条件に合う企業を6,000社以上の企業ホームページのお問合せフォームに

アンケート形式でのマーケティングを行う。

※ただし、上記手法以外で効果的かつ有効的な手法の提案を妨げるものではない。また、上記手法と別の手法を併用するといった独自の提案も妨げない。

(留意事項)

- ・アンケートの実施は、効果的な手法を検討のうえ実施すること。
- ・アンケートは本町の立地環境や新設補助金のPRも必ず行うこと。
- ・アンケートの内容については、本業務の目的達成につなげるため、次の項目の記載を想定しているが、本町と協議のうえ決定すること。

(項目)
・拠点開設の検討状況
・オフィス等を設置するにあたって重視ポイント
・補助金の活用の有無
・自治体に求める支援

イ アンケート結果報告

アンケートの集計報告については、電子媒体1部を提出すること。

ウ その他

本業務を実施する事業者等の、これまでのノウハウや実績をもとに、創意工夫を凝らし行うこと。

③ 企業と本町とのアポイント等

ア 面談

本町への進出検討企業に対し、面談（リモートも可）を行うほか、町との面談調整を行うこと。なお、町と進出検討企業との面談に当たっては、確実な進出に向けてコーディネートすることし、面談（オンライン可）をセッティングし、面談時に同席すること。

(本町への紹介企業数)

本町への紹介企業の目標数：年間15社以上

イ 視察ツアー

本町への進出検討企業に対し、原則、本町の視察ツアーを実施すること。

(本町への紹介企業数)

本町への紹介企業の目標数：年間5社以上

④ スケジュール

本業務を実施するにあたり、具体的な年間スケジュール、全体スケジュールを提出すること。この場合、必ず本町と協議を行うこと。

⑤ 町との協議

業務着手後、月 1 回以上の定例ミーティングを実施すること。

ミーティングは、事業の進捗報告の他に、実際に企業を誘致する際に本事業の詳細（活用方法等）の説明を行い、担当職員が理解を深め、自ら誘致ができるようにサポートすること。

⑥ その他

ア 本業務を実施するにあたっては、これまでのノウハウや実績を用い、目標を達成するために創意工夫を凝らすこと。

イ 本業務履行にあたり、疑義が生じた場合は、甲佐町と協議により処理する。

ウ 本業務の遂行にあたり、必要がある場合は相互調整のため、打ち合わせを行うものとする。

エ 本業務の遂行に伴う打ち合わせ、資料、計画等の内容については、外部に漏洩しないこと。

オ 本業務の遂行にあたり、町から引き渡された個人情報については、その保護の重要性を認識し、個人の権利利益を侵害することのないよう、適切に取り扱わなければならない。

(2) デジタル人材養成業務

次に掲げる事項を一体的に行う「デジタル人材養成プログラムの企画・設営・運営」。

① 対象

問わない

※町民が柔軟な働き方で活躍できるスキル習得に向けた支援を実施することを目的とするため、対象を制限するものではない。

② セミナーの企画・開催

ア 企画内容

ネットワークを活用した業務改善や新たなサービスの創出、デジタル関連事業に関する雇用を創出できるよう、デジタル技術に関する基礎知識や業務改善などの活用事例、デジタル化の仕様検討等に要する知識、デジタルを前提とする業務フロー作成やアイデア創出、プログラミングなどのスキル習得及び実践ができる研修を企画すること。

イ カリキュラム

提案者が持つノウハウを活用し、適切な日程や受講内容を検討の上、上

記を踏まえた研修のカリキュラムを作成すること。

ウ 講師等

- ・ 原則として、講師はデジタル関連業務に関する実務経験を有する者とする。
- ・ 1 講座あたりの講師・サポートに要する人員については、事業実施期間や受講者のレベル、ニーズなどを考慮し適切な配置とすること。

エ 手法等

- ・ プログラミング学習にあつては、短期間での習得と比較的技術的スキルの高さを要件としない観点からローコード・プログラミング・ツール等を採用することを想定している。
- ・ 座学と実習（ワークショップ等）を組み合わせること。座学については、学習用テキスト等、受講者が自ら振り返り学習ができる手法を取り入れること。
- ・ 学習内容は特定の技能に縛られることなく、今後のIT技術の発展に応じ活かせるものとする。
- ・ 次の想定を行っているが、開催規模も含め、より効果的な手法がある場合の提案を妨げるものではない。

(想定)

(1)「入門講座」

- ・ 開催回数：適宜開催
- ・ 開催時間：1 回あたり 1 ～ 2 時間程度

(2)「スキルアップ講座」

- ・ 講座内容：基礎編、実務編、活用編、他
目的達成のための講座を創意工夫により開催
- ・ 開催回数：全体で 20 回以上
- ・ 開催時間：1 回あたり 1 ～ 2 時間程度

(3)「伴走支援」

- ・ 開催内容：受講生のスキル習得に向けた個々人の伴走支援
- ・ 開催回数：適宜実施
- ・ 開催時間：個人の能力により対応

オ 交流等

- ・ グループワーク等を活用し、受講者のニーズの確認を行うほか、受講者間での意見交換や発表ができることが望ましい。

③ 受講者管理

ア 受講者

- ・デジタル技術の習得を希望する町民
- ・デジタル技術の導入検討に向け学習を希望する地元業者

イ 募集等

- ・受講者の募集、申込受付、連絡調整等、受講者管理を行うこと。

ウ 受講料

- ・研修の受講料は受講しやすい価格とし、事前に町と協議すること

エ 受講者の要件

- ・受講者は次のものを想定しているが、下記以外の提案を妨げるものではない。

(想定)

(1) 個人

- ・PC基本操作、表計算ソフト利用が可能な程度のスキルを持つ方
- ・スキルアップによる転職や就労を考えている方

(2) 企業

- ・経営改善、経営革新へ繋げたいと考えている企業の従業員

④ セミナーの周知

- ・講座開催を周知するチラシ等の作成と配布およびWEB等、提案者が考えるあらゆる方法を活用し、講座開催を広く周知し、受講者を募集すること。
- ・町内事業者や町内団体等へ積極的な参加呼びかけを行い、事業効果の最大化を図ること。
- ・その他、詳細な方法については提案によるものとする。

⑤ 効果測定

- ・本業務の効果を測定すること。
- ・本業務に関して、受講者へアンケートを実施すること。
- ・講習後のフォローについては、効果測定を必要とする観点から、受講生による取り組みや雇用状況等を確認すること。

⑥ セミナー修了者の就業支援

- ・セミナー修了者の就業活動をサポート、アドバイスを行うこと。

⑦ その他

- ・ 本業務に伴い、収集・作成したデータは適切に管理すること。
- ・ 収集・作成したデータを効果測定業務に活用すること。
- ・ 個人情報の取扱いを適切に行うこと。

5 事業者の募集及び選定の方法

本事業の目的を理解した事業者を、委託事業者として選定するため、基本的な考え方を示した方針に基づき「公募型プロポーザル」により評価を行い、選定した事業者と仮契約書を締結したのち、実施方針における営権の議会議決を経たうえで、実施契約とあわせて本契約書を締結する。

(1) 事業者選定のスケジュール（予定）

本事業のスケジュールは実施方針におけるスケジュール（第2、（12））と同時期に行うものであり、下線部分が直接関係するものである。

日程	内容
令和6年12月23日 ～令和7年1月10日	実施方針の公表及び実施方針に対する意見聴取
令和7年1月10日～17日	実施方針の再検討・変更後の実施方針の公表
令和7年1月20日	特定事業の選定・公表
<u>令和7年1月20日</u>	<u>募集要項の公表</u>
<u>令和7年1月20日</u> ～ <u>2月3日</u>	<u>募集要項に関する質問受付及び回答</u>
<u>令和7年1月29日 13時</u> <u>令和7年1月30日 13時</u>	<u>現地説明会</u> <u>※原則、応募業者ごとに実施（1時間程度）</u>
<u>令和7年2月14日 17時</u> <u>〆</u>	<u>参加表明書受付</u> <u>〆</u> 切
<u>令和7年2月26日 17時</u> <u>〆</u>	<u>企画提案書の提出期限</u>
<u>令和7年3月14日 13時（予定）</u>	<u>選定委員会での審査及び優先交渉権者の決定</u>
<u>令和7年3月下旬</u>	基本協定締結（運営権事業・指定管理事業） <u>※本事業において「仮契約書」を締結</u>
令和7年4月中旬	運営権設定・指定管理者の指定の臨時議会上程
令和7年4月下旬	運営権者との実施契約締結（議決事項） <u>※本事業において本契約を締結</u>
令和7年4月下旬	運営権・実施契約公表
令和7年4月下旬	運営権の登録・利用料金の届出
令和7年4月下旬	運営準備
<u>令和7年5月末迄（予定）</u>	<u>事業開始（事業開始の届出）</u> <u>※本事業については、運営権の登録等を行った後</u>

	<u>であれば、上段の運営準備を待たずに事業開始は可能である。</u>
--	-------------------------------------

(2) 事業者選定手続

事業者の選定手続きは、実施要領において示す。

(3) 審査の方法

- ・ 選定委員会において、厳正に審査し決定する。
- ・ 審査基準等について、実施要領において示す。

(4) 事業者を選定しない場合

- ・ 事業者の選定の過程において、実施方針における P F I 法に基づく公共施設等運営事業として実施することが適当でないと判断された場合には、特定事業の選定を取り消すこととし、その旨を速やかに公表する。

(5) 事業者の選定における留意事項

- ・ 事業者の選定に当たっては、優先交渉権者と仮契約を締結し、契約の内容協議を行う。
- ・ この協議において、契約内容について、双方合意がなされなかった場合は、本事業の事業者として決定せず、契約を締結しない場合がある。

(6) 選定結果の公表

- ・ 事業者を選定した場合には、その判断の結果を評価内容と併せ公表する。
- ・ 実施方針における実施可能性についての評価の結果等に基づき、特定事業の選定を行わないこととした場合にあっては、同様に公表する。
この場合、本事業の実施も行わないこともある。

6 事業者との契約手続等

参加資格を欠く行為等があった場合の取り扱い

仮契約の翌日から本契約までの間、事業者が資格を欠く行為等があった場合には、町は、事業者と契約を締結しない場合がある。

7 担当課

実施方針に記載のとおり